

令和4年 9月 定例農業委員会会議事録

芝山町農業委員会

【令和4年9月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和4年9月5日（月） 15時00分～17時00分

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 3 番 | 藤 城 英 明 | 4 番 | 大 木 正 勝 |
| | | 6 番 | 吉 河 一 男 |
| 7 番 | 川 口 弘 子 | 8 番 | 鈴 木 好 子 |
| 9 番 | 堀 越 敏 幸 | 10番 | 小 川 勝 雄 |
| 11番 | 鈴 木 英 範 | 12番 | 大 木 明 男 |

・農地利用最適化推進委員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 14番 | 石 井 明 | 15番 | 渡 邊 美 基 |
| 16番 | 土 井 正 裕 | 17番 | 土 屋 範 雄 |
| 18番 | 内 山 祐 一 | 19番 | 松 本 幸 雄 |
| 20番 | 萩 原 典 幸 | | |

欠席委員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 5 番 | 堀 越 幸 一 | 13番 | 岩 澤 勝 敏 |
|-----|---------|-----|---------|

議 長

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 会 長 | 伊 藤 正 明 | 会長職務代理者 | 松 本 光 芳 |
|-----|---------|---------|---------|

事務局

| | | | | | |
|------|---------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 金 親 俊 哉 | 書記 | 堀 越 充 | 書記 | 石 橋 将 |
|------|---------|----|-------|----|-------|

局 長 15時00分～ 進行
定刻となりましたので、農業委員会定例総会を開催させていただきます。
本日は、9月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。
それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長 挨拶

局 長 ありがとうございます。
それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。
伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議 長 本日の出席委員は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年9月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時00分）

議 長 農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行ないま

す。1 2 番 大木 明男 委員、2 番 松本
光芳 委員。両名を指名いたします。

議 長 それでは、本委員会に提出されました議案を審
議いたします。

始めに、議案第 1 号、農地法第 3 条による所有
権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 1 号です。資料 1 をご覧くだ
さい。

本件は農地法第 3 条による所有権移転の申請
です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと
おりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、後継者（娘）に移譲するためで
す。

本議案について、許可基準のすべての項目につ
いて、申請書に記載された内容が適合するか否
か検討した結果をご説明申し上げますと、農地
法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可
要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 親子間での申請であり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 現在もきちんと営農されておりましたので、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第1号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第3条による

所有権移転用に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第2号です。資料2をご覧ください。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、空港騒音地区で成田空港に売却する農地があるため、本申請にて農地を補充するものです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋）

議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 現地立会いを行いました。特に問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法第3条による
所有権移転に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第3号です。

資料3をご覧ください。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、空港騒音地区で成田空港に売却する農地があるため、本申請にて農地を補充するものです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 買受者が議案第2号と同一者であり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第4号です。
資料4をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、貸資材置場用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地となります。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第4号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 本案件は周辺農地への影響もないため、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 現地立会いを行いました、特に問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第4号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第5号です。
資料5をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、貸資材置場用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地となります。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第5号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 本案件は周りも非農地化している土地であり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 特に問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第5号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第6号、農地法第4条による農地造成に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第6号です。
資料6をご覧ください。
本件は農地法第4条による農地造成の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、農地造成です。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農振農用地の指定は無く、土地改良区の受益地でないものの、農地の広がりがあることから「第1種農地」と判断出来ると思われます。なお、第1種農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第6号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 農地造成の目的が転作であり、今後も農地として使用することですので、問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第6号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第7号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

説明に入る前に、議案第7号から議案第9号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか？

＝一括説明が承認される＝

それでは始めに、議案第7号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、物流倉庫建設用地のためです

続きまして、資料8をご覧ください

先程の説明と重複する箇所は省略させていただき、変更点のみご説明致します。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

続きまして、資料9をご覧ください

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われま

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第7号、議案第8号、議案第9号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 計画がしっかりしており、各行政機関との協議もされていますので、問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 開発地の周辺に民家が1件ございますので工事中はご配慮いただくように伝えており、その他は問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。

4番 大木委員 私は下流工区長をやっておりますが、今回の開発案件については何も聞いていません。放流先の上流工区長への同意は取られているようですがこれだけ大きい開発なので下流へもお話いただけないか？

書記（石橋） 本案件は、事前に事業者から成田用水土地改良区へ協議をされており、その際の手続きとして放流先との協議はされております。
また、改良区側の手続きとしては現状の手続きまでを行うことと定めております。
今後の事もありますので、下流へもお話をいただきたい旨を私から成田用水土地改良区の事務局へ伝えておきます。

議長 その他の委員は質疑よろしいでしょうか？

（質疑なし）

それでは議案第7号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第8号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、議案第8号は原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第9号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、議案第9号は原案のとおり可決決定いたしました。

議 長

続きまして、議案第10号、農地法第5条による一時用を伴う賃借権設定に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第10号です。

資料10をご覧ください。

本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、資材置場・駐車場です。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから「農用地区域内にある農地」と判断出来ると思われます。なお、農用地区域内にある農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」及び「市町村の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第10号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 一時転用の申請であり、農地への復元計画がありますので、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第10号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第10号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

次に「その他」でございます。
事務局説明をお願いします。

書 記（石橋） その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。
（意見なし）

議 長 以上をもちまして、令和4年9月芝山町農業委員
定例総会を閉会いたします。
委員の皆様、お疲れ様でございました